

議案第 15 号

損害賠償の額の決定及び和解の件

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

令和 7 年 7 月 29 日提出

芽室町長 手 島 旭

損害賠償の額の決定及び和解について

芽室町は、損害賠償の額及び和解について、次のとおり決定する。

1 理由

令和 7 年 3 月 17 日午前 9 時 45 分頃、町道日進零号線を北から南にかけて除雪作業中、町有除雪車が下り坂の凍結路面で停車できず、坂の途中に停車中の相手方家畜運搬車に衝突し、車両前方左側を破損させました。

また、その衝突により家畜運搬車が移動し、さらに後方停車中の建設機械に接触し、家畜運搬車の車両後方を破損させました。

除雪作業は、現場の状況を常に把握し、細心の注意を払いながら行っているところではありますが、重大な事故となってしまったことから、町として責任に見合う損害額を賠償し、和解しようとするものであります。

2 損害賠償の額

1, 379, 026 円

3 損害賠償の相手方

河西郡芽室町西 3 条 4 丁目 1 番地 57

有限会社 常進輸送

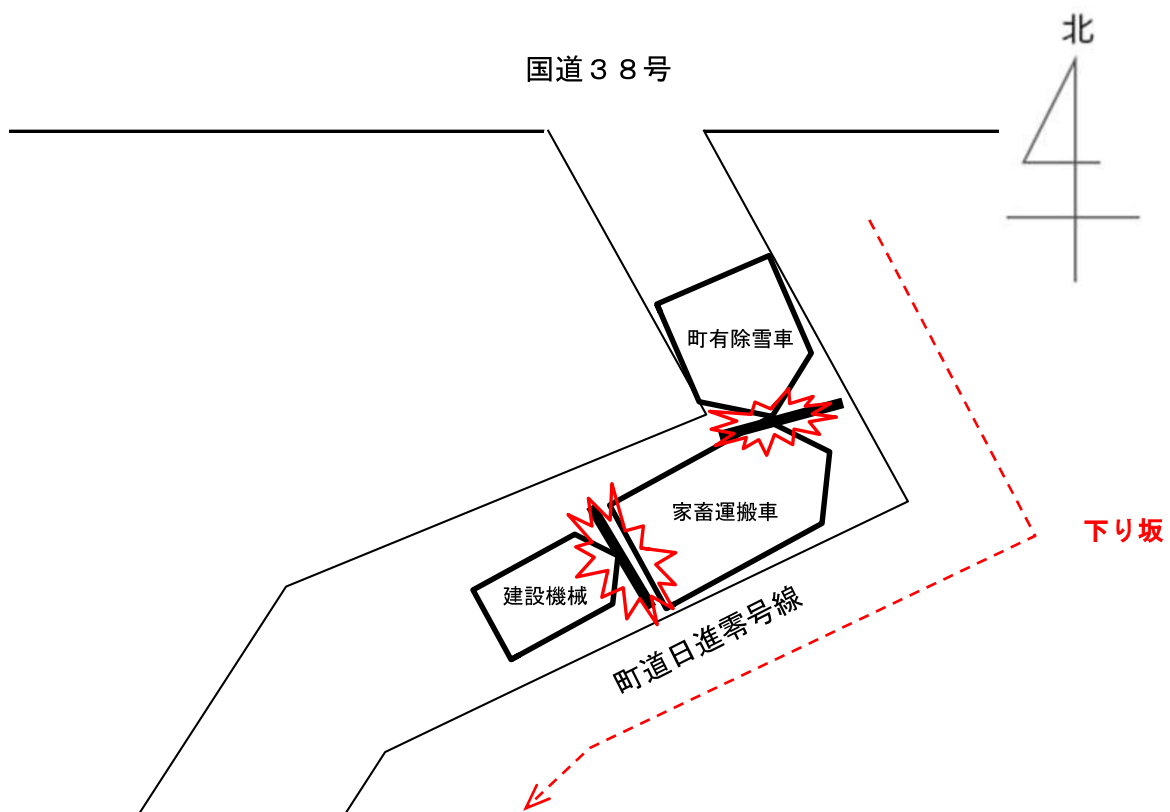
代表取締役 平岡 敬章

4 和解の内容

和解により相手方に支払う額は、本件事故による車両の復旧に要する費用相当額であり、この損害賠償金の支払いにより、以後の賠償責任は負わないものであります。



位置図



事故発生状況図